

北海道告示第10205号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録した。

令和2年2月13日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録年月日
					名称	住所	
北海道第3028号	乾燥菌体肥料	アミノ菌体	窒素全量 4.5 りん酸全量 1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 扶相	河西郡芽室町西2条5丁目2番地7	令和2年(2020年) 2月13日
北海道第3029号	乾燥菌体肥料	顆粒アミノ菌体	窒素全量 4.5 りん酸全量 1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 扶相	河西郡芽室町西2条5丁目2番地7	令和2年(2020年) 2月13日